

●転出される児童手当受給者の皆様へ●

- ① 新住所地の自治体で転入の手続きを済ませましたら、児童手当の担当課で転出予定日（転出届に記載の異動日）の翌日から15日以内に新たに児童手当の申請を行ってください。転入届の提出のみでは、児童手当は受給できません。期限を過ぎた場合、受給開始月が遅れる場合がありますのでご注意ください。
 - ※ 単身赴任等で受給者のみが転出される場合も同様です。
 - ※ 国外転出される方は転出された月で受給資格は消滅となります。なお、受給者のみ国外転出される場合は、受給者変更の申請が必要です。申請が遅れますと受給開始月が遅れる場合がありますので、申請がお済みでない方は手続きについてお早目にお問い合わせください。
- ② 転出された月までは中野区から支給されます。中野区からの振込みが確認できるまでは現在ご指定の振込口座は解約しないでください。既に解約されてしまった場合は至急ご連絡ください。
- ③ 児童手当受給者は毎年6月に現況届（年1回の更新手続き）の提出が必要です。現況届が未提出のまま転出されますと、手当を支給できない月が生じる場合がありますので必ず提出してください。

問合せ：中野区子ども教育部 子育て窓口担当

〒164-8501 中野区中野4-8-1

TEL 03-3228-5484（直通） FAX 03-3228-5657

【転出先での児童手当請求に必要なもの】

- ◎ 受給者名義の銀行口座がわかるもの（通帳やキャッシュカード）
- ◎ 印鑑（認印で可）
- ◎ 受給者の健康保険証の写し、または年金加入証明書（厚生年金加入者で、国民健康保険組合の被保険者はこの証明が必要）
 - ※国民年金加入者及び年金未加入者は必要ありません。
- ◎ マイナンバー

上記の書類のうち、不要としている自治体もあります。

その他状況により、住民税課税証明書など必要書類が発生する場合があります。

なお、上記の書類が揃っていないでも手続きができる自治体が多いので、転出先の自治体へお問い合わせください。